

差 押 調 書 (謄 本) 公 示 送 達 者 名 簿

	氏 名	住 所	備 考
1	WANG JIALONG	草津市東矢倉四丁目14番6-1707号スチューデントHIROSE	発番 草納発第861号 令和4年 8月29日
2	松原 圭子	インドネシア	発番 草納発第865号 令和4年 8月29日
3	堀内 省三	草津市西渋川一丁目11番7号ハイツヒカリ 103号	発番 草納発第884号 令和4年 9月 5日

(令和4年9月30日揭示済み)

草津市告示第272号

草津市子ども・若者支援協議会設置要綱を次のとおり制定する。

令和4年9月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市子ども・若者支援協議会設置要綱
(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、効果的かつ円滑な実施を図るため、草津市子ども・若者支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換および連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する調査、研究、研修、広報活動および啓発活動に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる関係機関等により構成する。

- 2 協議会に座長を置き、草津市子ども未来部副部長(総括)をもって充てる。
- 3 座長は、協議会の会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会に次に掲げる会議を置く。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース検討会議

2 会議および会議資料は、非公開とする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、別表第1に掲げる関係機関等の代表者で構成する。ただし、代表者の出席が困難な場合は、当該代表者が委任した者を代理として出席することを認めるものとする。

2 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する全体の検討に関すること。
- (2) 実務者会議からの活動状況の報告および評価に関すること。

3 代表者会議は、座長が招集する。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、別表第1に掲げる関係機関等および別表第2に掲げる組織の支援業務を担当する実務者により構成する。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する情報交換に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の実態把握に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の総合的な把握に関すること。
- (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援に係る啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針の策定および代表者会議への報告に関すること。

3 実務者会議は、座長が招集する。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、支援に係る事案ごとに、当該支援に関する別表第1に掲げる関係機関等および別表第2に掲げる組織の支援業務を担当する実務者により構成する。

2 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 対象者の状況把握および問題点の確認に関すること。
- (2) 対象者に対する具体的な支援内容の検討に関すること。
- (3) 対象者に対する支援方針の策定および役割分担の決定ならびに認識の共有に関すること。
- (4) その他対象者への支援を実施するために必要な事項

3 個別ケース検討会議は、次条で定める子ども・若者支援調整機関が招集する。

(子ども・若者支援調整機関)

第8条 法第21条第1項の規定に基づき、草津市子ども未来部子ども家庭・若者課を子ども・若者支援調整機関として指定する。

(秘密保持義務)

第9条 協議会の構成員は、法第24条の規定により、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1 (第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項関係)

区分および分野	関係機関等	
国および地方公共団体の機関	草津警察署	
	滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所)	
	滋賀県立精神保健福祉センター	
	草津市総合政策部	
	草津市健康福祉部	
	草津市子ども未来部	
	草津市教育委員会事務局	
	草津市校長会	
特定非営利活動法人その他の団体	教育	草津市内高等学校(代表校)
	福祉	草津市社会福祉協議会
		草津市民生委員児童委員協議会
雇用	草津市保育協議会	
学識経験者その他の者	アドバイザー等	滋賀県地域若者サポートステーション
		市長が指定する者

別表第2 (第6条第1項関係)

草津市総合政策部男女共同参画センター
草津市健康福祉部人とくらしのサポートセンター
草津市健康福祉部生活支援課
草津市健康福祉部障害福祉課
草津市健康福祉部健康増進課
草津市子ども未来部子ども家庭・若者課
草津市子ども未来部家庭児童相談室
草津市子ども未来部子育て相談センター
草津市子ども未来部発達支援センター
草津市教育委員会事務局学校教育課
草津市教育委員会事務局児童生徒支援課
草津市立少年センター
草津市立教育研究所

(令和4年9月30日掲示済み)

草津市告示第273号

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年9月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱（平成17年草津市告示第144号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1項を削り、第2項を第1項とする。

第7条を次のように改める。

（受給券等の返還）

第7条 受給券等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に受給券等を返還しなければならない。ただし、記載されている有効期限を過ぎた受給券等については、助成対象者自身で破棄することができる。

- (1) 助成対象者でなくなつたとき
- (2) 受給券等の記載事項に変更が生じたとき

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号 削除

別記様式第2号中「寡婦（夫）」を「ひとり親、寡婦」に、「障 特障 寡 勤」を「障 特障 ひ寡 勤」に、

「

承諾書

精神科通院医療費助成制度の申請に際し、草津市保険年金課長が、助成対象者および家族(配偶者、助成対象者の生計を維持する扶養義務者)にかかる住民基本台帳または外国人登録、所得・税額等の状況、ならびに助成対象者の属する世帯の構成・異動状況について、調査・確認することを承諾します。

」を

「

承諾書

- 精神科通院医療費助成制度の申請に際し、下記のことについて承諾します。
- 1.草津市保険年金課長が、助成対象者および家族(配偶者、助成対象者の生計を維持する扶養義務者)にかかる住民基本台帳、所得・税額等の状況、ならびに助成対象者の属する世帯の構成・異動状況について、調査・確認すること。
 - 2.加入医療保険から附加(付加)給付または高額療養費を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った附加(付加)給付または高額療養費に相当する額を草津市の指定する方法により返還すること。
 - 3.受給期間中に支給対象となった高額療養費(外来年間合算含む)のうち、福祉医療受給にかかる分の申請および受領について、市長に委任すること。(対象精神障害老人に限る。)

○附加(付加)給付とは、ご加入の健康保険が健康保険法等に基づく保険給付に独自に上乗せしているものをいいます。

」に

改める。

別記様式第3号その1中

「
5 受給者(助成対象者)の資格がなくなつたときは、この券をすみやかに市長に返してください。」

」を

「

5 受給者(助成対象者)の資格がなくなつたときは、この券をすみやかに市長に返してください。
ただし、有効期限を過ぎたときは、この券を破棄することができます。

」に

改める。

別記様式第3号その2中

「
 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなつたときは、この券をすみやかに市長に返してください。
 」を

「
 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなつたときは、この券をすみやかに市長に返してください。
 ただし、有効期限を過ぎたときは、この券を破棄することができます。
 」に

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和4年9月30日掲示済み)

草津市告示第274号

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年9月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(昭和58年草津市告示第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「
 上記のとおり申請(届出)をします。
 なお、申請(届出)にあたり、助成対象者の属する世帯の課税台帳、住民基本台帳等必要事項について、調査・確認することを同意します。
 」を

「
 上記のとおり申請(届出)をします。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。
 1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること
 2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること
 3. 支給期間中に支給対象となった高額療養費(外来年間合算含む)のうち、福祉医療受給にかかる分の申請および受領について、市長に委任すること(対象重度心身障害老人等に限り)
 」に

改め、「㊟」を削り、「寡婦（夫）」を「寡婦」に、「寡婦特例」を「ひとり親」に改める。

別記様式第2号中

「
5 受給者(助成対象者)の資格がなくなつたときは、この券をすみやかに市長に返してください。」を

「
5 受給者(助成対象者)の資格がなくなつたときは、この券をすみやかに市長に返してください。
ただし、有効期限を過ぎたときは、この券を破棄することができます。」に

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和4年9月30日揭示済み)

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年9月16日

草津市長 橋 川 涉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5041-103
- (2) 工事名 宮町洪川線配水管移設他工事
- (3) 工事場所 草津市草津一丁目他
- (4) 工事概要 開削工 ダクタイル鋳鉄管

φ300mm	L= 1.0m
φ200mm	L=235.2m
φ150mm	L= 35.6m

- | | |
|--------|---------|
| φ100mm | L= 5.8m |
| φ 75mm | L= 3.9m |
- 水道配水用ポリエチレン管
- | | |
|--------|---------|
| φ100mm | L= 1.0m |
| φ 75mm | L= 2.9m |
- ポリ塩化ビニル管
- | | |
|--------|---------|
| φ100mm | L= 6.0m |
|--------|---------|
- 消火栓 N= 3基

(5) 工事期間 契約締結日から令和5年6月27日まで

- 2 予定価格 76,430,000円(税抜き)
- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

京都市下京区中堂寺壬生川町8番地の6
株式会社ユーズ

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に

係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和4年度において水道施設工事部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和4年度の格付けにおいて、水道施設工事部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和4年9月16日午前9時から令和4年10月14日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和4年9月16日午前9時から令和4年9月29日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和4年10月4日午前9時から、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和4年10月17日午前9時から令和4年10月18日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和4年10月19日 午前9時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後

に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。

- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課
電話 077-561-2307（直通）

（令和4年9月16日揭示済み）

公 告

草津市デマンド型乗合タクシー運行事業に係る運行事業者の公募について

草津市デマンド型乗合タクシー運行事業に係る運行事業者（以下「運行事業者」という。）を公募するので、次のとおり公告する。

令和4年9月20日

草津市長 橋 川 渉

1 公募要領

「草津市デマンド型乗合タクシー運行事業に係

る運行事業者公募要領」のとおり
 2 運行事業者が実施する事業の概要
 「草津市デマンド型乗合タクシー運行事業計画書案」のとおり

(令和4年9月20日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和4年9月30日

草津市監査委員 岡野 則 男
 草津市監査委員 遠藤 覚

〔定期監査〕

令和3年12月22日告示分および令和4年3月25日告示分

監査対象：人とくらしのサポートセンター

意見・指摘事項	措置状況等
・草津市生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業の委託業務に関し、事務決裁規程等を十分確認し、適正な事務執行に努められたい。	・指摘を受けた委託業務に関し、不備があった契約手続きや履行確認について、センター内で周知を図り、事務決裁規程等を再確認のうえ事務を見直し、適正な執行となるよう改善しました。

監査対象：会計課

意見・指摘事項	措置状況等
・契約金額の記載について、契約書の誤表記が起らないよう十分注意することはもちろんのこと、そもそも基本契約書と個別契約書の双方に金額を記載する必要がある	・管理職はより一層の責任と自覚を持つとともに、起案者をはじめ課員一人ひとりが、起案文書の目的や根拠等を十分に理解した上で決裁を行うよう、「草津市文書事務

たのか疑問である。事務処理する際に誤りがないよう進めることも重要だが、誤りが起こりにくくするような事務処理方法を心掛け、再発防止に努められたい。

・指定物品の契約書について、契約締結の決裁文書とは異なる内容で契約書が締結されており、契約締結伺いチェックリストのチェック漏れによることが原因と思われるが、事務処理に誤りがないよう再発防止に努められたい。

ハンドブック」などを参考にしながら適切な事務処理を行っております。また、今回の指摘事案については、次回契約時の文書起案において、必要箇所のみ金額記載をするなど、課員全員が起案内容に十分留意しながら事務処理を行います。

・契約事務については、課員全員が「契約事務の手引き」内容を再確認し、また、契約締結の際には確実にチェックリストの活用を行いながら、再発防止に努めつつ適切な事務処理を行っております。

監査対象：草津川跡地整備課（草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ）

意見・指摘事項	措置状況等
・光熱水費および駐車場管理費について、指定管理者と協議し、支出項目を精査されるとともに、精算項目に含むべき経費の考え方を整理されたい。	・指定管理者と協議を行い、光熱水費については、施設全体の電気・上下水道の使用料、維持管理に必要な燃料（車両燃料を除く）と整理、運用し、次期指定管理の仕様書も同様に追記しました。また、駐車場管理費については、駐車場のゲートシステムの保守、駐車場側溝の清掃費とし、イベントの交通整理に係る費用は計上できない項目と整理、運用しています。なお、駐車場管理費については、実績による金額の積算が可能であることから、次期指定管理の精算項目から除外しました。

監査対象：商工観光労政課（ビバ・テルウェル西日本グループ）

<p>意見・指摘事項</p>	<p>措置状況等</p>	<p>りたい。また、随時、訪問するなどして確認されたい。</p>	<p>ます。</p>										
<p>・経理事務について、指定管理者の協議に応じ、事業収支結果の計上方法の見直しを指導された。</p>	<p>・計上方法の見直しを指導した結果、会計資料は全て税込額で統一した上で、現場にて所定報告項目に振り分け、本社経理によるダブルチェックを実施するとの回答を得ました。</p>	<p>(令和 4 年 9 月30日 掲 示 済 み)</p>											
<p>・基本協定第14条に規定されている「利用者アンケート」について、基本協定に基づき、毎年度実施され、市に結果報告されるよう指導されたい。</p>	<p>・指定管理者において、令和 4 年 4 月23日から 5 月10日まで 1 回目の利用者アンケートを実施され、結果報告を受領しました。2 回目は10月に実施される予定です。</p>	<p>草津市監査委員告示第 5 号</p>											
<p>・修繕料の執行の中で、「空間除菌」について、90日間という抗菌効果を考えると経済性および有効性の観点から、必要性に疑問がある。今後、修繕等を行う場合は、経済性・効率性・有効性をしっかりと検討のうえ、適正な執行となるよう指導されたい。</p>	<p>・修繕につきましては、修繕計画一覧表を作成し、その内容に関して、緊急性や重要性から優先順位を検討し、適宜指定管理者と経済性・効率性・有効性を充分協議して、書面にて確認して実施しています。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。</p> <p>令和 4 年 9 月30日</p> <p>草津市監査委員 岡 野 則 男 草津市監査委員 遠 藤 寛</p>											
<p>・人員配置について、施設運営に支障が生じないよう、仕様書通りの体制となるよう指導されるとともに、人員削減が可能であるなら、仕様書の変更等についても検討されたい。</p>	<p>・指定管理者において追加で 2 名採用され、現在は仕様書どおりの人員体制で運営をしていることを確認しております。</p>	<p>1 定期監査</p>											
<p>・指定管理業務での支出が適正に執行されたか十分確認されたい。</p>	<p>・「事業収支結果」を補足するための資料提出を求め、支出が適正に執行されていることを確認しました。</p>	<p>(1) 監査の対象</p>											
<p>・掲示板の掲出物について、公の施設に掲示する必要性や当該施設の特性も考慮して掲示手続きを明確に示し、適正かつ有効に管理するよう指導されたい。</p>	<p>・施設内の掲示物について指導し、内容を充分精査するとともに、「確認も考慮して掲示手続きを明確に示し、適正かつ有効に管理するよう指導されたい」がわかるように貼り出しの際に受付印を押し適正に管理されている</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="820 1106 1118 1151">監査対象機関名</th> <th data-bbox="1118 1106 1410 1151">重点的に監査した所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="820 1151 1118 1341">総合政策部</td> <td data-bbox="1118 1151 1410 1341">草津未来研究所 広報課 人権センター 秘書課 危機管理課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1341 1118 1377">環境経済部</td> <td data-bbox="1118 1341 1410 1377">農林水産課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1377 1118 1458">総務部</td> <td data-bbox="1118 1377 1410 1458">税務課 契約検査課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1458 1118 1570">健康福祉部</td> <td data-bbox="1118 1458 1410 1570">障害福祉課 地域保健課 介護保険課</td> </tr> </tbody> </table>		監査対象機関名	重点的に監査した所属	総合政策部	草津未来研究所 広報課 人権センター 秘書課 危機管理課	環境経済部	農林水産課	総務部	税務課 契約検査課	健康福祉部	障害福祉課 地域保健課 介護保険課
監査対象機関名	重点的に監査した所属												
総合政策部	草津未来研究所 広報課 人権センター 秘書課 危機管理課												
環境経済部	農林水産課												
総務部	税務課 契約検査課												
健康福祉部	障害福祉課 地域保健課 介護保険課												
		<p>(2) 監査の時期 令和 4 年 5 月20日から令和 4 年 9 月 2 日まで</p>											
		<p>(3) 監査の範囲および方法</p> <p>草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和 3 年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および</p>											

他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：草津未来研究所

重点項目
・草津未来研究所運営費のうち草津未来研究所運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：広報課

重点項目
・広報くさつ発行費のうち広報くさつ発行費 ・一般広報広聴費のうちパブリシティ推進費およびインターネット広報費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：人権センター

重点項目
・人権センター管理運営費 ・社会教育関係団体活動促進費
意見・指摘事項
① 人権教育推進事業補助金の交付にあたり、制度の周知方法を改善されるとともに、交付の目的を正確に捉え、効果、成果を十分に見極めるよう検討されたい。
② 各種団体の会計取扱いにおいて、草津市準公金取扱要領に定める毎月の所属長確認がされておらず、団体の監査も行われていなかったため、草津市準公金取扱要領に基づき、確実に実施されたい。

●監査対象：秘書課

重点項目
・秘書費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：危機管理課

重点項目
・防犯対策推進費のうち防犯対策事業費 ・消防施設整備費のうち消防水利維持管理費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：農林水産課

重点項目
・農業振興対策費のうち環境保全型農業支援事業費 ・「道の駅草津」管理運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：税務課

重点項目
・賦課徴収費のうち固定資産税台帳等整備費、資産税賦課費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：契約検査課

重点項目
・契約審査等事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：障害福祉課

重点項目
・相談支援費のうち成年後見制度利用支援費 ・移動支援費のうち障害者等個別移動支援費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：地域保健課

重点項目
・総合相談事業費のうち高齢者総合相談・支援事業費 ・生活支援体制整備事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：介護保険課

重点項目
・居宅介護住宅改修費 ・介護予防住宅改修費
意見・指摘事項
特になし

(令和 4 年 9 月30日 掲 示 済 み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第30号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 4 年10月 1 日

草津市長 橋 川 涉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1324	株式会社 藤野設備 工業	藤野貴行	京都市伏見 区竹田泓ノ 川町41番地 1	075-602- 7479

2 指定有効期間

令和 4 年10月 1 日から令和 9 年 9 月30日まで

(令和 4 年10月 1 日 掲 示 済 み)

草津市上下水道事業告示第31号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和 4 年10月 1 日

草津市長 橋 川 涉

1 指定下水道工事店

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1324	株式会社 藤野設備 工業	藤野貴行	京都市伏見 区竹田泓ノ 川町41番地 1	075-602- 7479

2 指定有効期間

令和 4 年10月 1 日から令和 9 年 9 月30日まで

(令和 4 年10月 1 日 掲 示 済 み)